

会 議 録

会議名	令和元年度 第8回 小金井市学童保育所運営協議会	
事務局 (担当課)	児童青少年課	
開催日時	令和2年1月28日(火) 19時00分～20時35分	
開催場所	本町暫定庁舎 第2会議室	
出席者	委員	【委員】 鈴木委員長 津田副委員長 鈴木委員 中山委員 小林委員 岸委員 岩野委員 上坂委員 長尾委員 矢野委員 中島委員 坂根委員 大澤委員
	事務局	山田学童保育係長
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 令和2年度学童保育所入所申請状況について (2) たまむし学童保育所の今後の運営について (3) その他 3 閉会	
配布資料	【資料31-21】 令和2年度学童保育所入所申請状況について 【資料31-22】 たまむし学童保育所の今後の運営について (写) 【参考配布】 第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメント関連資料一式	
議事	1. 開会 事務局より、配布資料の確認。 2. 議題 (1) 令和2年度学童保育所入所申請状況について (市) 令和2年度の各学童保育所別の入所申請数を例年同様1月の協議会で公表する。左側数値が学年ごとの申請数、右側数値が障がいのある児童数の再計である。特に申請数としては、たまむし学童保育所でかなり人数が多いという状況。あかね学童保育所については、第4、第5学童保育所を新設し育成室を確保するが、今年度と比較して20名程度増加している状況である。さくらなみ学童保育所もかなり増加。まえはら学童保育所については、今年度より18名増と大幅増加となる見通しである。みどり学童保育所についてもまえはら学童保育所と同様に20名弱の増加を予定する。みなみ学童保育所については、他の所と比べると取り立てて多い人数ではないが、増加率は一番高い。1年生の人数が翌年度の2年生へと順々と学年を上がっていくため、今後の見通しについてもある程度予測が	

可能な数値だと思っている。

(学)一斉申請期間後の申請数は含んでいないということが書かれているが、どういう風に理解したらいいのか。

(市)学童保育所の入所承認をするかどうかについては、規則上、一斉申請期間の申請者の審査を優先的に行い、入所を承認できるか判断をした後に、期間後の申請者の審査を行うことになっている。従前より本市においては、一斉申請期間に申請した人の人数をその年度の受入れ上限としているところであり、判断を別にするためそのような記載をしている。

(学)申請期間後とはいつからだったのか。

(市)12月14日以降提出分の人数的なことである。

(学)例年この数から増えることはあるのか。

(市)最終的に申請者の入所を認めるか、認めないかは本市の判断によるところでありこの数値が上限とは言い切れない。配慮が必要な家庭からの申請があった場合には、入所申請数の上限を超えて受け入れている場合もある。また、急な市内転居した場合には、転所手続きを取っていただくが、基本的には転所申請通りに転所を承認している。

(学)例年の実績からすれば、所ごとに2～3人程度の変動と考えていいのか。

(市)我々としても4～5人増えるということは考えていない。

(学)本申請に対する承認はもう降りたのか。

(市)2月の中旬を予定しており、現在審査中である。

(学)昨年の見込み数より140名程度増えていて、今後も増えていくと思うが、全入は維持するのか。

(市)市長公約でもあり、現在市の方針では全入を堅持する。堅持できるように部局としても対応する。

(2) たまむし学童保育所の今後の運営について

※冒頭資料を参考に、委員長より説明。

(市)たまむし学童保育所の入所希望者の増加に対して、東小多目的教室を借用して運営することになった。運営期間は3年程度を予定する。

(学)具体的な運営方法については、未定ということだが、本町小を借用した時と同じ手法と考えていいのか。

(市)本町小の借用の場合は、教室全体を全時間帯で学童保育所として占有した。今回は、午前中は学校使用。午後の時間帯を学童保育所とする運用する。3期休暇中については、午前中を含めて終日借用の予定である。

(学)ほんちょう学童保育所との違いを明確にした説明をお伺いしたい。

先ほど基本的に午後の使用を想定した借用であることは理解いた。この場合、本町小の借用と比較して、職員、利用児童の動きに特別な違いなどはあるのか。運営のやり方の違いを知りたい。

(市) 基本的には、職員を配置して運営を考えている。延長時間帯はたまむし第1・第2学童保育所内での合同保育にするなど検討を進めている。詳細は今後詰めていく。

(学) たまむし第3になるということか。

(市) 暫定的な第3学童保育所という位置づけである。

(学) エアコンの設置等の設備面はいかがか。

(市) 現在、パソコンルームとして使用している部屋であり、冷暖房は完備されている。

(学) 何人くらいの児童を受け入れると想定しているのか。

(市) 40名程度を想定している。

(学) 細かい調整部分は運営開始までに確定してもらえれば良いと考えるところだが、2月14日にも保護者会があるので、そこで具体的な説明を期待する。父母からは、登所、降所、遊び道具はどうするかなど具体的な内容について質問もしたいと意向も聞いている。

(市) 保育の仕方についての具体的な説明をしたいと考えているところだが、備品購入などの経費に関係する内容については、市の予算の議決を必要とするものであるため議決前だと具体的なことがお話できないかもしれない。

(学) 基本的には既存施設から持っていくのか。

(市) 児童数の増加数に応じて必要となるような物品については、不足が想定される。これらについては購入することになると思う。

(学) 物品等は保管できるのか。毎日持ち帰るようなことは難しいと考えるがいかがか。

(市) パソコン教室は1.5教室分で広い。物品等は、パーテーションで隠すなどして当該教室内に保管する予定で考えている。

(学) 2月14日の説明会で明らかにならなかった部分については、文書等で配布されるのか。

(市) 文書等で通知するなど、お知らせの方法は考えてみたい。

(学) どのようなクラス分けになるのか。

(市) 過去の学校を借用したケースでも、各学年のバランスを考慮して、学童保育所の生活が成り立つような人数割で対応してきている。

(学) 必要に応じて、父母会で意見集約をしたいと考えている。

(3) その他

① パブリックコメントの実施について

※事務局から、本パブリックコメント実施の概要及び学童保育所運営関連の項目について説明。

(学) 50ページの量の見込みと確保に1年～6年全ての学年が記載されているのはなぜか。

(市) 見込みと確保量の記載方法については国から雛型が示されており、高学年の受け入れの有無に係らず、国の雛型に沿って6年生までの量の見込みを掲載した。しかしながら、本文中にもあるように、4年生以上の受け入れはなお課題となっており、本計画案中も高学年の受け入れ予定はないため、確保量を0としている。

(学) 実際には課題だったとしても、受け入れは難しい、無理なのでは。

(市) ご指摘どおり、市としては課題と認識しつつも、現在条例上でも受け入れ学年を低学年にとどめる経過措置を設けており、引き続き継続していく考えである。

(学) 令和2年度の量の見込み人数に対して、令和2年度の申請数で既にかなり乖離しているように思うが見解は。

(市) 推計値については、人口推計に対して入所割合を乗じて算出する方法で、当該方法は現計画と変わらないが、今回は利用率の上昇を加味して計算した。概ね年1%程度上場。最終年度は40%と推計した。今回は推計よりも利用割合の増加率が高かったことにより乖離したものと考えている。実際には、令和3年度の量の見込みに近い数値になっており、1年前倒ししてきているような印象を受けている。本市としては、パブリックコメント後、状況確認して数値の精査を検討したい。

(市) 放課後子ども教室についても、3期休業中以外の日は、月曜日から金曜日の平日5日間の開催を目指す方針があり、拡充をする予定になっている。しかしながら、現状では受け皿として保護者が認識しているのか、また、今後受け皿となりうるかは不明なところが多く、学童保育所としては、見込みに応じて確保に努めていくという計画の内容となると考えている。

② 放課後児童支援員のみなし規定の延長について

※事務局から報告

(市) 本条例は、平成27年度から10項目の基礎資格の保有と東京都等が実施する研修を受けたものが「放課後児童支援員」として認められる制度等を含む規程としてスタートしたが、制度スタート時にはいずれの学童

保育指導員も放課後児童支援員ではないことから経過措置期間を設けて運用されていた。その経過措置が令和2年3月末日で切れてしまうため、経過措置の延長を含む条例改正がされなければ、来年度以降資格を保有している人以外雇用が継続できなくなってしまうという状況が現在ある。また、今後雇用したい人がいたとしても、研修受講が済んでいない場合、雇用できず、先に研修を受けてほしいというようなことが起こり得る。それでは必要な人員の確保が出来ないということから、速やかに研修受講はすることは担保しつつ、未受講の状態でも雇用できるようにしておくことが運営上必要であると判断し、改正することに至ったものである。理解いただきたい。

(学) 説明内容は理解した。ただ改正理由では令和7年以降もみなしは延長せざるを得ないように思うが、部局としての見解はいかがか。

(市) 状況を見ての判断になろうかと思う。おそらく5年経過すれば、本研修の受講も一般的となっている。採用においても課題がクリアされているという状況であればみなしの延長も不要ではないかと考える。

(学) ある意味労働市場に研修受講者が多数いる状況となれば、みなし規定はなくしても差し支えないという理解でいいか。

(市) ご指摘の見解はもちろん想定される。ただし、現時点では再延長の可能性も排除しておらず、その時の状況で判断をしていきたい。

③ 宅配弁当の実施について

(学) 今年度の宅配弁当については、市の協力もあり特段の問題もなく実施できている。例年この時期にアンケートを実施しており、今年度も同様に行いたいと考えている。昨年同様グーグルフォームを利用して実施する。所代表の委員の方には今年度案を送付しているが特段ご意見もなかったもので、それで実施をさせていただく予定である。2月中に実施をして3月に報告という流れで進めて参りたい。

④ 令和元年度ドッジボール大会の開催について

(市) 令和元年度のドッジボール大会は予定どおり、2月5日及び12日に開催予定である。撮影については、予定どおり5人まで承認する。学童ごとの対戦内容などの詳細は、個別の学童保育所おたよりで案内がされている。ご確認願いたい。

(学) 以前の協議会の中で大会らしさの演出について要望をあげさせていただいたが、その後の検討状況は。

(市) 学童保育事務担当が、開会式での挨拶など実施する予定。会場3か

所全てで行う予定である。

(学) 順位づけ等は実際にはどのように行うのか。

(市) 対戦成績に応じて、順位を決める予定である。対戦結果の公表は後日、おたより等でお知らせする予定である。

⑤ 次回日程について

(市) 次回は2月25日(火)に開催する。

以上